

第1日

平成30年6月12日（火）

午前10時零分開会

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。これより平成30年第2回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

ここで御報告いたします。実藤輝夫議員が4月15日執行の朝倉市長選挙に立候補されたことから、公職選挙法第89条第1項及び第90条の規定により失職されましたので、議席番号16番を欠番といたします。御了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から6月27日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月27日までの16日間と決定いたしました。

次に、議席の指定及び一部変更の報告を行います。去る4月15日執行の朝倉市議会議員補欠選挙において当選されました渡辺毅議員の議席の指定に関連し、議席の一部変更が生じました。お手元に配付の議席一覧表のとおり、会議規則第3条第2項及び第3項の規定により、4月17日付で議席を指定するとともに、一部を変更いたしましたので御報告いたします。

次に、常任委員会委員の選任報告を行います。去る4月15日執行の朝倉市議会議員補欠選挙において当選されました渡辺毅議員の常任委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において4月17日付をもって建設経済常任委員に指名いたしましたので報告いたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

14番村上百合子議員

15番手嶋栄治議員

を指名いたします。

次に、表彰状の伝達を行います。議会事務局長。

○事務局長（石井清治君） 5月30日に第94回全国市議会議長会定期総会が開催され、全国市議会議長会から表彰状の贈呈が行われました。朝倉市議会からは一般表彰の議員15年の在職表彰として梶原康嗣副議長が表彰を受けられました。よって、これより表彰状の伝達を行います。

梶原副議長は前のほうにおいでください。

それでは、中島議長から議員15年在職の表彰状を梶原副議長へ伝達していただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（中島秀樹君）** 表彰状。朝倉市、梶原康嗣殿。あなたは、朝倉市議会議員として15年の朝倉市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成30年5月30日。全国市議会議長会会長山田一仁。おめでとうございます。（拍手）

**○事務局長（石井清治君）** それでは、表彰を受けられました梶原康嗣副議長に御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○副議長（梶原康嗣君）** 一言皆様方に御礼を言わせていただきます。

本当にありがたい、また重い賞をいただきました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げるところでもあります。まずは、この受賞に当たっては、自分自身を少しは褒めたいとは思いますが、それ以上に市民の皆様、それ以上に議会の皆様方の協力があったの受賞だと強く思っております。

今後ともこの賞に負けずに一生懸命議員活動に精を出したい、かように強く思っております。今後ともよろしく願いいたします。どうも、ありがとうございました。（拍手）

**○事務局長（石井清治君）** ありがとうございました。

以上で伝達を終わります。

**○議長（中島秀樹君）** これをもちまして表彰状の伝達は終わりました。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告13件、議案14件の送付を受けました。

これを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

**○市長（林 裕二君）** 提案理由の説明を申し上げます前に、ただいま全国議長会より永年勤続ということで表彰の伝達を受けられました梶原副議長、おめでとうございます。あわせて、今日まで朝倉市政の運営や市の発展に大変な御尽力をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。今後とも朝倉市政、住民福祉の向上のために御尽力いただきますようお願い申し上げます。本当におめでとうございます。

本日ここに、平成30年第2回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、私が市長就任後初めての定例会でございますので、今後の市政運営に対する私の所信や基本姿勢などを申し上げます、議員の皆様を初め、市民の皆様、関係各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

このたび、各方面の方々からの御推薦と多くの市民の皆様にご支援をいただき、おかげをもちまして第3代朝倉市長として市政を担当させていただくことになりました。私に寄

せられた期待と責任の重さを思いますと、本当に身の引き締まる思いであります。誠心誠意、職務を全うするため全力を尽くしていく所存であります。

今回の市長選挙に当たり、私は、「ふるさと朝倉を取り戻す 約束2018」をお示ししました。これまでの経験を生かし、それぞれの世代に夢、希望、笑顔のある朝倉市を目指し、地方創生を初めとする施策を議会、市民の皆様とともに考え実行してまいります。

そのために、市政運営の基本的な考え方として、4本の柱を立て、それを念頭に置き、意識しながら施策に取り組んでまいります。

第1の柱は、「あさくら復興」です。平成29年7月九州北部豪雨災害からの復旧・復興に向け、被災地・被災者に寄り添いながら、その先頭に立って全力で取り組んでまいります。今季の出水期に向けては、人的被害を出さないことを最大の目的として、現時点でできる最大限の2次災害防止対策を実施してまいります。

また、朝倉市復興計画の基本理念をもとに、今年度を復興元年と位置づけ、議員の皆様、市民の皆様、関係各位とともに力を合わせ、朝倉市一丸となったオールあさくらで、復旧・復興に取り組んでいく所存であります。

第2の柱は、「健全あさくら」です。災害後、財政状況は非常に厳しくなっております。最優先である災害復旧事業は、早期に激甚災害の指定を受け、高率の補助査定を受けましたが、補助事業以外の単独事業等にも多額の財源が必要になることに加え、災害に関連したさまざまな事業も、日々、追加・発生しております。そのような中、厳しく事業の取捨選択を行う必要があると感じております。

現在、災害復旧事業や復興事業に要する全体事業費が見通せていないため、個々の事業について、いつから行うのか、また再開できるのかどうかは、復旧・復興に一定のめどが立ち、財政的にも人的にも対応可能となれば、その道筋をつけていきたいと考えております。

特に財政に影響を与える大型事業につきましては、これまでさまざまな議論が積み重ねられてきたことは承知しております。新庁舎建設につきましては、その経過を引き継ぎ、平成37年度まで延長された合併特例債を活用しながら、建設する時期を検討してまいります。その他の大型事業につきましては、当面、一時凍結をさせていただき、健全財政を守り抜きながら結論を出していきたいと考えております。

第3の柱は、「あさくら創生」です。朝倉市総合戦略により地方創生事業を進め、人口減少・少子高齢化に向き合っていきます。観光振興などによる交流人口を増加させ、経済団体、農業団体、医療・福祉関係団体などの各団体や関係機関との意見交換を行い、多くの知恵と見識を集め、それを施策に結びつけていきたいと考えております。

地域の活力を高めるには、産業の活性化は不可欠であります。基幹産業である農業につきましては、担い手不足の対策や経営体の育成に取り組むほか、農商工連携による6次産業化の推進などにより、収益性の高い農業を目指します。また、企業誘致を積極的に推進

し、働く場を確保していくとともに、新たな起業・創業の支援だけでなく、既存の事業所が市内で確実に事業承継ができ、発展できるよう支援を行ってまいります。

豪雨災害により、朝倉市の全国的知名度は高くなりましたが、逆にこれを好機と捉え、戦略的に観光振興を図ってまいります。平成32年には小石原川ダムが完成します。3つのダムが存在する朝倉市として、水の豊かさや自然をアピールできるような取り組みを模索したいと考えております。

第4の柱は、「ふるさと朝倉」です。全ての世代が心豊かに暮らせるまちづくりを目指してまいります。特に若い世代が、子どもを産み・育てやすい環境づくりのために、子育て世代包括支援センターを設置するほか、保育料や学校給食費の軽減を検討してまいります。

また、地域で元気に暮らし続けることができる環境づくりのために、コミュニティの育成促進や公共交通の利便性の向上に取り組むほか、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができる環境づくりとして、生活習慣病対策や介護施策にも取り組んでまいります。

以上、4本の柱と主な考え方を申し述べましたが、これらの課題の解決につきましては、朝倉市復興計画、朝倉市総合戦略及び今年度に策定を予定しております第2次朝倉市総合計画との整合性を図りながら、重点的に推進していく所存であります。

また、個別の施策につきましては、実現に向け強い意志とスピード感を持って推し進めなければならないと思っております。実効性を確保するため、これから4年間の優先的かつ重点的施策を取りまとめ、進捗管理をしていきたいと考えております。

さらに、職員体制として、復旧・復興事業を加速化させるために、機動的かつ柔軟性のある災害に強い組織をつくります。また、効率的な行政運営を行うため、横断的な業務を遂行できる庁内連絡体制を目指します。あわせて、行政評価、人事評価等の取り組みを通じて、職員の資質、やる気、危機対応能力を向上させるとともに、災害対応による健康面を配慮し、職場環境の向上にも取り組みたいと考えております。

以上、これからの市政運営に当たっての考え方を述べさせていただきましたが、私は、市民の皆様、そしてその代表である議員の皆様とともに、ふるさと朝倉市の未来を切り開いていく決意であります。重ねて御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、市長就任の所信表明といたします。

それでは続きまして、議案の提案理由について説明申し上げます。

本定例会では、報告について13件、専決処分について3件、補正予算について2件、条例の一部改正について4件、工事委託の協定の締結について1件、財産の取得について1件、規約の変更について2件、人事案件について1件、合計27件の議案等を提案申し上げます、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第2号から報告第14号までについて説明申し上げます。

報告第2号から報告第5号までの専決処分報告につきましては、交通事故及び物損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第6号平成29年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましては、災害復旧事業、災害等廃棄物処理事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、道整備交付金事業、中町団地建設事業、被災農業施設・機械修繕費等補助事業等について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告申し上げます。

報告第7号平成29年度朝倉市水道事業会計予算の繰り越しの報告につきましては、配水管布設工事について繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告申し上げます。

報告第8号平成29年度朝倉市下水道事業会計予算の繰り越しの報告につきましては、下水道工事等について繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告申し上げます。

報告第9号平成29年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算及び報告第10号平成30年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人あまぎ水の文化村の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げます。

報告第11号平成29年度株式会社ガマダスの決算及び報告第12号平成30年度株式会社ガマダスの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ガマダスの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げます。

報告第13号平成29年度株式会社三連水車の里あさくらの決算及び報告第14号平成30年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社三連水車の里あさくらの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げます。

次に、第51号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

第52号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

第53号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、平成29年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において平成29年度の歳入が不足し、この不足額を補てんするため、平成30年度予算において繰上充用する予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第54号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、市長選挙により平成30年度当初予算を骨格予算として編成してまいりましたので、政策的な事業に係る予算及び災害復旧事業など、緊急を要する経費について補正するものであります。

本来は20億3,277万8,000円の補正額が必要となったものの、第60号議案で提案しておりますように、当初予算に計上済みの災害公営住宅等整備が、平成31年度までの2カ年事業として福岡県に委託することとなり、債務負担行為を計上するとともに、平成30年度予算からは8億6,824万3,000円を減額することといたしました。

このことにより、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ11億6,453万5,000円を追加し、予算総額を471億6,453万5,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明申し上げます。

総務費では、ピーポート甘木周辺駐車場整備経費、上秋月・秋月・安川3地区が実施する過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援経費、通勤・通学者の利便性向上のための公共駐輪場整備経費、空き家バンクを活用した移住・定住・交流推進支援経費等に2億676万円を計上いたしました。

民生費では、朝倉東・立石学童保育所建設経費、私立幼稚園が建設する認定こども園の保育所機能部分に対する補助金、朝倉老人福祉センター耐震改修経費等に1億1,526万9,000円を計上いたしました。

衛生費では、子育て世代包括支援センター開設経費、中学生以下インフルエンザ予防接種助成経費に2,629万1,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金、三連水車の里あさくらの災害復旧経費、畜産振興事業費補助金等に4億5,503万9,000円を計上いたしました。

商工費では、市民まつりに対する補助金、新規創業者を支援する創業塾の負担金等に675万5,000円を計上いたしました。

土木費では、甘木地区の市街地活性化事業経費、転入者の新築や住宅改修費補助金、被災者・障害者・子育て世帯等配慮が必要な方向けの賃貸住宅改修費補助金等に5,936万円を計上いたしました。

消防費では、上秋月地区防火水槽設置経費、消防団小型動力ポンプ購入費などに993万7,000円を計上いたしました。

教育費では、私立幼稚園が建設する認定こども園の幼稚園機能部分に対する補助金、比

良松中学校プール改修経費、甘木・三奈木小学校の特別教室エアコン設置経費等に2億2,651万7,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、区画整理による農地・農業用施設災害復旧経費、市営住宅林田東団地、川の駅原鶴パークゴルフ場の災害復旧経費等に5,860万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入の主な内容について説明申し上げます。

歳出に伴う主な財源といたしまして、県支出金6億2,516万3,000円、市債3億8,770万円、財政調整基金から9,217万7,000円等を計上いたしました。

第55号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、雨水整備事業及び下水道設備台帳構築による営業費用を補正するものでありまして、収益的収入支出をそれぞれ411万8,000円増額し、収入合計を22億4,702万1,000円とし、支出合計を20億9,004万9,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出におきまして、下水道詳細設計、雨水整備事業等による建設改良費について補正するものでありまして、資本的収入支出をそれぞれ2,600万円増額し、収入合計を12億9,353万6,000円とし、支出合計を18億6,487万6,000円といたしました。

次に、第56号議案朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例及び朝倉市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定につきましては、旅館業法の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第57号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたこと及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第58号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第59号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が施行されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第60号議案工事委託に関する協定の締結につきましては、市営住宅杷木団地及び市営住宅頓田団地の建設工事を施行するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により協定の相手方を定めましたが、その者と協定を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第61号議案財産の取得につきましては、情報系仮想化基盤を取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第62号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更につきましては、那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第63号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関して、関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第64号議案朝倉市教育委員会教育長の任命につきましては、任期満了に伴い、朝倉市教育委員会教育長に宮崎成光を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認、御議決、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(中島秀樹君) 補足説明があれば承ります。(「ありません」と呼ぶ者あり)

以上で、提案理由の説明は終わりました。なお、ただいま提案されました第64号議案を除く議案の質疑は、6月19日の本会議において行います。

お諮りいたします。第64号議案につきましては、緊急を要しますので、これより質疑を行い、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開



○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

○議長（中島秀樹君） それでは、第64号議案朝倉市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で議案の質疑は終わりました。

次に、議案の審議を行います。

それでは、第64号議案朝倉市教育委員会教育長の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議あませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり同意されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、15日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時36分散会